

令和4年5月16日

報道機関各位

「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給について ～5月31日（火）に支給開始～

令和4年4月26日に政府が発表した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ウクライナ情勢による食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり一律5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」をプッシュ型で給付することが盛り込まれました。

これを受け、本市では、速やかに給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

1 支給日

令和4年5月31日（火）支給開始

※ 児童扶養手当受給者である低所得のひとり親世帯に対しては、プッシュ型で5月31日（火）に支給し、低所得のふたり親世帯に対しては、課税情報が確定後、6月17日（金）にプッシュ型で支給する。

なお、申請が必要な家計急変世帯や高校生のみ養育する住民税非課税世帯等については、6月中旬から申請受付を開始し、審査後、順次支給する。

2 支給内容

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② その他の住民税非課税の子育て世帯（低所得のふたり親世帯）

(2) 支給額

児童1人つき一律5万円

(3) 受給者見込み

- ① 10,900世帯（対象児童数 16,900人）
- ② 6,630世帯（対象児童数 12,100人）

※対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。

<お問い合わせ>

北九州市子ども家庭局子育て支援課
担当：末松、尾場瀬（582-2410）